

平成 16 年 7 月 13 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 船井 哲良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 I R 部 武井 睦夫
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 16 年 7 月 13 日開催の取締役会において、当社第 52 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 16 年 7 月 21 日に決定する予定です。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 16 年 7 月 21 日（水）を予定。 |
| 2. 発行する新株予約権の総数 | 3,599 個（新株予約権 1 個につき 100 株） |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 359,900 株 |
| 5. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額 | 未 定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未 定 |
| 7. 新株予約権の権利行使期間 | 平成 18 年 8 月 1 日 ~ 平成 25 年 7 月 31 日まで。
ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。 |
| 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額 | 未 定 |
| 9. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 10. 新株予約権の割当を受ける者 | 当社及び当社子会社の取締役、従業員、顧問、社外コンサルタント及び社外研究者。
合計 300 名。 |

【ご参考】

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 16 年 5 月 12 日(水) |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 16 年 6 月 24 日(木) |

以 上